

# 西東京・住基ネットいらない! ニュース

2005年1月15日発行 vol.5 e-mail/ jukisosyo@yahoo.co.jp

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

## 住基ネット付番取消訴訟第2回口頭弁論 & 国賠訴訟第2回口頭弁論

# またも国主張をなぞるだけの市

### 「処分性」の有無が取消訴訟の焦点に？

12月7日、東京地裁で開かれた住基ネット付番取消訴訟の第2回口頭弁論で、被告の西東京市が準備書面を提出、原告の訴えを却下するよう求めました。この主張のなかで被告は、2002年8月5日にコード番号が住民票に記載されたことについては「この行為には処分性が認められる」との見解を明らかにしました。「処分性」というのは聞き慣れない用語ですが、その有無は行政訴訟の対象となる要件であり、非常に重要な論点の一つです。

もちろん原告は、コード番号付番は行政処分であることを前提として提訴しています。被告は、8月5日以前の段階では準備行為にすぎないから処分性はない、とも主張していますが、付番そのものの処分性は否定できませんでした。

法廷で原告代理人清水弁護士は被告代理人に対し「処分性を認めるという主張でよいか」と確認したところ、被告側も「よい。8月5日については処分性があると考えている」と明言しました。しかしこれに対して裁判長は、あえて「その点は最終的には裁判所が判断することですから」と念押ししました。ニュース前号でも記したように、「処分性がないから行政訴訟の対象にならない」という門前払いの判決が下される可能性が否定できず、被告よりも裁判所の方が難敵といえるかもしれません。

また、訴状では「2002年7月20日ごろまで

にコード番号を選択して記載したことを取り消せ」としていることに対し、被告は準備書面で「5月6日までに記載した」としています。これについても裁判長は原告側に、「7月20日のままでいいのか、5月6日とするのか、表現を文言上特定してほしい。それをどうとるかによって、法的にどう構成されるかという問題がある」として、この点が処分性があるという原告主張に重要な影響があるという認識を示唆しました。

### 国賠訴訟で「認否できない」を繰り返す被告

一方、国賠訴訟の第2回口頭弁論は12月20日に東京地裁で開かれました。被告が提出した答弁書は、西東京市長の作為不作為についての重要な部分について、ことごとく「認否できない」「認否の限りでない」として、国・総務省の主張をなぞっただけの極めて不十分なものでした。しかしこの国賠訴訟は、国ではなく西東京市を相手に起こしたもので、住基ネットの法制化や運用にかんして市がどのような対応をしたのか・またしなかったのか、ということ、まさに重要な事実なのです。

原告側はこれに対して「認否が不十分である。事実の指摘に対しては、認否を行い、誤りがあれば具体的に指摘すべきだ」と反論しました。 (H)

\*原告被告双方の提出した書面については、ホームページ  
<http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>  
<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>  
をご覧ください。

### よてい表

#### 国賠訴訟 第3回口頭弁論

2月7日(月) 10時~  
東京地裁 713号法廷

#### 取り消し訴訟 第3回口頭弁論

2月9日(水) 10時20分~  
東京地裁 712号法廷

#### 住基ネット学習会「住基ネットのいま」

##### 1. セキュリティは大丈夫?

2月26日(土) 13時30分~  
西東京市田無公民館 視聴覚室

講師: 吉田柳太郎さん

主催/ 西東京市民連絡会  
(西東京市講師派遣事業)

### 活動日誌

04/12/18 国賠訴訟打ち合わせ会議

04/12/20 国賠訴訟第2回口頭弁論

05/1/15 ニュース発送作業日



「住基ネット訴訟・西東京の会」

ホームページ

<http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

訴状/学習会の記録 公判日程など随時お知らせしています

目標も高い  
脱住基ネット裁判

西東京市・住基ネット対応困難な自治体訴訟

## 代理人から一言

佐渡島啓弁護士



弁護士3年目。清水先生に出会ってしまったのが運の尽き。西東京市の自治を取り戻す役目を仰せつかりました。ところで、住基カードの交付枚数は、今年8月現在で、普及率はわずか0.28%。それでも総務省は、着実に増加しているとコメントしています。いい加減に、このどうしようもなく無駄な住基ネットシステムはやめさせなければなりません。これだけ住基ネットが世間に必要とされていないと、逆に問題点を認識する機会も少ないはず。ぜひこの裁判を通じて、住基ネットの問題点を広く流布させ、自治体が総務省と喧嘩できる環境を作っていきましょう。

カード申請率は  
ほとんど全て1%以下!

東京都下61市区町村 住基ネット実態調査

住基ネット第2次稼働から1年を過ぎたのを機に「西東京市民の個人情報を守る会」が、都下全自治体(三宅村除く)を対象に住基ネットに関する実態調査を行いました。住基カード申請、広域交付、付記転出入の件数を照会したほか、自治体に住基ネットの必要性を本当に感じているのであれば、住基カードの所持はまず職員が率先してということも大いにあり得ると考え、カード所持の推奨の有無、所持する職員数を照会しました。

(<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/chosa.pdf>)

結果は、当然のように?どの自治体でも利用率は極めて低く、住基ネットに参加していない杉並区、国立市を除く59自治体中、住基カードの申請率が1%を超えたのはわずか3区村。「利便性」が売り物の住民票の広域交付の利用も、各自治体で数十件から数百件にとどまっています。西東京市のカード交付申請件数は、人口186,790に対して936件(0.50%)。広域交付は他自治体住民による申請が86件、他自治体での申請が168件でした。

「守る会」では、「多額の税金を投入するだけの価値があるのか、大いに疑問。また、住基カードを所持する職員数を把握する自治体があることは“驚き”の一言に尽きる」としています。

やっぱり?